

大阪市告示第966号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年7月11日

大阪市長 横山英幸

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウンあびこ駅前

大阪市住吉区我孫子東二丁目4番1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤 久誠

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ダイエー 代表取締役 西峠 泰男

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1

外9者

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年4月23日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,500㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物1階南側	7台

タイムズ我孫子駅前第13 (住吉区我孫子東二丁目7番)	4台
タイムズ荻田7丁目 (住吉区荻田七丁目11番)	4台
タイムズ我孫子町第3 (住吉区我孫子三丁目4番)	2台
合計	17台

② 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物1階東側	144台
建物1階南東側	26台
建物1階南西側	23台 (うち原付9台)
合計	193台 (うち原付9台)

③ 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
建物1階南側	23㎡

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量
建物1階南側 (一般廃棄物保管施設)	13.7㎡
建物2階南側 (再生利用対象物保管施設)	12.6㎡
合計	26.3㎡

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ダイエー	午前 7 時 00 分	翌午前 0 時 00 分
未定店舗	未定	未定

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間
建物 1 階南側	午前 6 時 30 分から翌午前 0 時 30 分

③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数及び位置
建物 1 階南側	出入口 1 箇所（敷地南側）
タイムズ我孫子駅前第 13 （住吉区我孫子東二丁目 7 番）	出入口 1 箇所（敷地東側）
タイムズ苅田 7 丁目 （住吉区苅田七丁目 11 番）	出入口 1 箇所（敷地北側）
タイムズ我孫子町第 3 （住吉区我孫子三丁目 4 番）	出入口 1 箇所（敷地東側）
合計	4 箇所

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位置	荷さばき可能時間帯
建物 1 階南側	午前 6 時 00 分から午後 9 時 00 分

2 届出年月日

令和 7 年 6 月 26 日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

① 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番 10 号 A T C ビル O' s 棟南館 4 階

② 住吉区役所地域課

大阪市住吉区南住吉三丁目 15 番 55 号 住吉区役所 3 階

(2) 期間

令和 7 年 7 月 11 日 (金) から 令和 7 年 11 月 11 日 (火) まで (日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 7 年 11 月 11 日 (火)

(2) 提出先

上記 3 (1) に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)